

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3267号)

令和7年10月28日

横 情 審 答 申 第 3267 号

令 和 7 年 10 月 28 日

公立大学法人 横浜市立大学

理事長 近野 真一 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について (答申)

令和6年2月29日附企第15312号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「「(1)参加意向申出書（8者分）」外18件の一部開示決定のうち「(2)提案書（A者）」、「(3)提案書（B者）」、「(4)提案書（C者）」、「(5)提案書（D者）」、「(6)提案書（E者）」及び「(7)提案書（F者）」」に係る部分に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

公立大学法人横浜市立大学が、「(1)参加意向申出書（8者分）」外18件を一部開示とした決定のうち「(2)提案書（A者）」、「(3)提案書（B者）」、「(4)提案書（C者）」、「(5)提案書（D者）」、「(6)提案書（E者）」及び「(7)提案書（F者）」を一部開示とした決定のうち、「(2)提案書（A者）」記載の研修室貸出料提案額を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、公立大学法人横浜市立大学（以下「実施機関」という。）が令和5年10月31日付で行った上記1記載の(2)から(7)までの行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第3号アに該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 本件審査請求文書の不開示部分のうち土地使用料提案額（以下「不開示部分1」という。）及び研修室貸出料提案額（以下「不開示部分2」という。）は、公立大学法人横浜市立大学附属病院保険調剤薬局整備・運営事業（以下「本事業」という。）により病院敷地内に高度薬学管理機能を備えた保険調剤薬局（以下「敷地内薬局」という。）を開設・運営する事業者を選定する公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）にて、各事業者が他の応募事業者を上回る評価を得るために様々な事情を鑑みて決定し、提案したものである。

これらの情報が公にされると、本事業と類似する他の公募等に参加する際に、提案内容を他の事業者に推し測られる可能性が生じ、各事業者の利益を著しく害するおそれがあるため、事業者の経営体力や事業ノウハウ等の「営業上のノウハウ」として守秘性の高い重要な情報である。

イ　国の情報公開・個人情報保護審査会の答申（令和4年度（独情）答申第71号）においても、「応募者から提出のあった審議のための応募書類」に記載された応募者の経営理念、財務基盤、社会性、ガバナンス、保険調剤薬局運営計画等は、当該応募者の詳細な業務内容等に係る機微な情報かつ営業戦略やノウハウ等であることから、通常競合他社に知られたくない秘匿すべき情報であり、公にすることにより当該応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため不開示とすることが妥当であるとの判断をしている。

本件不開示部分も本事業の運営計画に関する情報の一部であり、国の答申と同様に、公にすることにより応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とすべき情報であると考える。

ウ　以上の理由から、不開示部分1及び不開示部分2については、本号アに該当し、不開示とした。また、当該情報は、本号ただし書に定める「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」にも該当しない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 不開示とした部分のうち不開示部分1及び不開示部分2について処分を取り消し、該当文書の開示を求める。
- (2) 実施機関は、業者委託を行う上で、横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準（以下「運用基準」という。）を準用して事務手続きを実施している。
- (3) 運用基準第2項第15号には、情報公開の対応が記載されており、個人情報や業者の正当な利益を害するおそれがある情報を除き公開となる。業者独自のノウハウ等を非公開にするかは、資料提出時に意向を確認しておくこととしているが、実施機関はこれを怠たり、業者独自のノウハウもそれ以外も不開示にしている。
- (4) 6社の提案書の全てが、この不開示の扱いになっており、情報公開制度の本旨である原則、公開を踏みにじんでいる（原文ママ）。
- (5) 公募型プロポーザルといえども、業者独自のノウハウは、他社に知られると大きな不利益を生じることから不公開であることは認容する。
- (6) 不開示にした不開示部分1や不開示部分2は、業者独自のノウハウではない。
- (7) 公募型プロポーザルであっても、優先交渉者は単独随意契約の扱いになり、この

- 種の料金は、入札てん末として公開の対象となる。
- (8) 横浜市が設立者である独立行政法人の一つである大学であり、契約額の透明性を確保する上でも公開を行うのは当然である。
- (9) 本件プロポーザルの提案条件には、参考値としての土地使用料の平方メートル当たりの月額を明示しており、営業上のノウハウにかかる要素は全くない。
- (10) 一連の開示請求に対して、実施機関は本件研修室貸出料の開示に応じており、弁明書の主張とは相いれないことは明白である。

5 審査会の判断

- (1) 保険調剤薬局整備・運営事業に係る事務について
- 横浜市立大学附属病院医学・病院企画課では、医療機能向上、地域連携の推進及び患者サービスの向上のため、貸付期間が10年の事業用定期借地方式で敷地内薬局を設置する本件事業を行っている。実施機関は、本件プロポーザルの結果最も評価の高かった事業者と基本協定書を締結した。
- (2) 本件審査請求文書について
- 本件審査請求文書は、本件事業の本件プロポーザルに参加した6事業者から提出された土地使用料等提案書である。
- 実施機関は、当該各提案書のうち、事業者名、住所、代表者職氏名、法人代表者印の印影、不開示部分1及び不開示部分2を不開示としており、審査請求人はこのうち不開示部分1及び不開示部分2のみの開示を求めていると解されるため、当審査会では、本件審査請求文書を見分した上で、当該不開示部分の条例第7条第2項第3号アの該当性について、以下検討する。
- (3) 条例第7条第2項第3号ア該当性について
- ア 条例第7条第2項第3号アでは、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。
- また、同号ただし書は、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。
- イ 実施機関に不開示部分について確認したところ、次のとおり説明があった。
- (ア) 本件事業は、実施機関の土地を貸し付けて、事業者がその土地に自らの費用で薬局を建設及び運営し、運営の中で事業者が収益を得る仕組みであり、委託

契約ではない。

- (イ) 優先交渉権者評価基準書に記載されている各評価項目の総合評価点が最も高い者が優先交渉権者とされ、不開示部分1及び不開示部分2は評価項目の一つである。どの項目に重点をおくかどうかも含めて事業者の提案であるため、不開示部分1及び不開示部分2は、競合する他事業者よりも多くの評価点を得るために各事業者が独自に検討した提案額といえる。
- (ウ) 本件プロポーザル時に提示された提案内容を基に基本協定書が締結されるため、選定業者の提案額で協定は締結される。
- (エ) 本件プロポーザルの選定結果は公表しているが、公表されるのは総合評価点数のみであり、不開示部分1及び不開示部分2については公表していない。
- (オ) 実施機関の決算では、貸付料は経常収益に、賃借料は経常費用に計上されるが、決算書等においてもその細目としての金額まで公表されているものはない。
- (カ) 審査請求人は、研修室貸出料は既に開示されていると主張している。実施機関は別件の開示請求において、選定されたA者との本件事業の研修室に係る定期貸室賃貸借契約書を一部開示決定し、賃料の月額を開示している。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

当審査会において次の各文書を確認したところ、本件プロポーザルの優先交渉権者評価基準書では不開示部分1及び不開示部分2が評価項目の一つであることが、本件プロポーザル特定結果では評価点数の総計のみが公表され各評価項目の点数並びに不開示部分1及び不開示部分2は公表されていないことが、実施機関の決算書等では不開示部分1及び不開示部分2を推測できる情報は公表されていないことが、それぞれ認められた。

実施機関から上記イ(カ)の説明があったため、当該処分に係る対象行政文書を確認したところ、確かに賃料の月額が開示されていることが認められた。実施機関は、本件処分において不開示部分2は事業者のノウハウであり、公にすることで事業者の利益を害するおそれがあると主張するが、賃料の月額から事業者の提案額(年額)は推測できるものであり、本件審査請求文書のうち「(2)提案書(A者)」記載の不開示部分2については、事業者のノウハウだとしても当該提案額を公にすることが当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められず開示すべきである。

その余の不開示部分1及び不開示部分2については、各事業者が競合する他の

事業者より高い評価を得るために検討し提案した営業上のノウハウであり、本件事業と類似する他の公募等に参加する際に、提案内容を他の事業者に推測され、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、「(2)提案書（A者）」記載の不開示部分2を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 2 月 29 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 4 月 2 日	・審査請求人から主張書面を受理
令 和 7 年 6 月 24 日 (第12回第五部会)	・審議
令 和 7 年 9 月 30 日 (第15回第五部会)	・審議